

## 練馬区住宅専門家派遣および耐震診断実施要綱

平成 19 年 3 月 28 日

18 練都建第 777 号制定

令和 8 年 3 月 24 日 7 練都東第 40836 号全部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区耐震改修促進計画に基づき、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の住宅の所有者の申請に応じて、専門家の派遣（区長が別に定める練馬区住宅専門家派遣および耐震診断実施事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、耐震化に係る必要な助言等を行うことをいう。以下「専門家派遣事業」という。）および耐震診断の実施（仕様書に基づき、住宅の耐震性を判定することをいう。以下「耐震診断実施事業」という。）により、住宅の所有者が建築物の安全性を認知し、耐震性の確保および向上を図り、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および練馬区耐震化促進事業助成要綱（令和 8 年 3 月 11 日 7 練都東第 777 号。以下「助成要綱」という。）に定めるところによる。

### (支援事業)

第 3 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、第 4 条に規定する住宅に対して、専門家派遣事業および耐震診断実施事業を行う。

### (対象住宅)

第 4 条 専門家派遣事業および耐震診断実施事業の対象となる住宅は、つぎに掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 区内にあること。
- (2) つぎのアまたはイのいずれかに該当するもの。
  - ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物であること。
  - イ 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに新築または増築の工事に着手した建築物（平屋建てまたは 2 階建ての在来軸組工法の木造（基礎はコンクリート造に限る。)) であること。
- (3) 延べ面積が 1,000 平方メートル未満であること。
- (4) 専門家派遣事業にあつては、この要綱による専門家派遣事業を実施したものでないこと。
- (5) 耐震診断実施事業にあつては、木造住宅であつてつぎの要件を全て満たすものでなければならない。
  - ア この要綱による耐震診断実施事業を実施したものでないこと。

イ 助成要綱による耐震診断助成金の交付を受けたものでないこと。

ウ つぎのいずれかに該当するもの。

(ア) 専門家派遣事業の結果、耐震診断の実施が可能と判定を受けたものであること。

(イ) 練馬区簡易耐震診断実施要綱（平成19年3月28日18練都建第777号）における簡易耐震診断の結果、耐震診断の実施が可能と判定を受けたものであること。

(申請)

第5条 専門家派遣事業および耐震診断実施事業を受けようとする者は、つぎに掲げる方法により、区長に申請しなければならない。

(1) 郵便

(2) 電子情報処理組織

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法

2 区長は、申請を受けるときは、申請者に対し、つぎに掲げる事項の明示を求めるものとする。

(1) 氏名（法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名）

(2) 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地）

(3) 電話番号

(4) 対象住宅の所有者、住所、建築年次および延べ面積

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(事業の実施)

第6条 区長は、前条第1項に規定する申請に応じて、専門家派遣事業および耐震診断実施事業を実施するものとする。

2 区長は、専門家派遣事業が完了したときは、速やかに前条第1項に規定する申請をした者に対して、専門家派遣結果報告書（第1号様式）により報告するものとする。

3 区長は、耐震診断実施事業が完了したときは、速やかに前条第1項に規定する申請をした者に対して、耐震診断結果報告書（第2号様式）により報告するものとする。

(身分証明書の発行および携帯)

第7条 区長は、前条第1項に規定する業務の一部を委託する場合、当該業務に従事する者に対してその身分を示す証明書を発行するものとする。

2 前項の規定により委託業務に従事する者は、当該業務を行う際、同項に規定する証明書を携帯しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区住宅簡易耐震診断実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。